規則等の名称	審査基準 (乳母車の署長確認)
根拠法令	道路交通法施行規則 第1条第2項第1号
趣	道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。)の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されることとなった。改正府令による改正後の道路交通法施行規則第1条第2項第1号の規定により、原動機を用いる乳母車について署長が行う確認に係る事務について、前同日から運用することに伴い、審査基準を定めるもの。
概要	原動機を用いる乳母車について、車体の大きさの基準(施行規則第 1条第1項第1号に定める基準をいう。)に適合しないものであって も、原動機を用いる乳母車の利用者から、確認申請書の提出があった ときは確認を行い、審査が通れば歩行者とみなす。
施 行 日	令和5年4月1日
県民意見等を募集 しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる 規定の整理であり、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させ る余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	